

市第 116 号議案

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第65条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（土壤汚染対策法に基づく調査を行った土地に係る特例）

第65条の 5 の 2 第65条の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、土壤汚染有害物質使用地の全部又は一部について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 2 条第 2 項に規定する土壤汚染状況調査（同法第14条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査及び土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による調査を含み、当該土地において製造し、使用し、処理し、又は保管していたすべての土壤汚染有害物質を対象としたものに限る。以下「土壤汚染状況調査」という。）が行われた場合であって、当該土壤汚染状況調査の行われた日以降に当該土地において土壤汚染有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管していないときにあっ

ては、土壤汚染有害物質使用地のうち当該土壤汚染状況調査に係る部分については、第65条の4第1項又は前条第1項の規定による調査及び届出を要しない。

第65条の6第1項中「前条第2項」を「第65条の5第2項」に改める。

第2条 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 環境配慮書の提出等（第16条・第17条）」を「第2節 削除」に、「における環境への負荷の低減」を「における環境への負荷の低減等」に、「第44条」を「第44条の2」に、「を使用する作業の制限等」を「の発散の防止」に、「第65条」を「第61条の5」に、

「第1節の2 土壤の汚染の防止等（第65条の2 第65条の8）」

第2節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理（第66条 第70条）」

を

「第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第62条 第62条の3）」

第2節の2 特定有害物質による土壤の汚染の防止等（第63条 第69条の8）」

第2節の3 ダイオキシン類による土壤の汚染の防止等（第70条 第70条の9）」

に、「第2節 特定低公害車の導入等（第135条 第137条）」を「第2節 削除」に改め、「第149条」の次に「・第149条の

2」を加え、「第 164 条」を「第 165 条」に改める。

第 2 条中第 13 号を第 18 号とし、第 12 号を第 14 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

- (15) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレン
その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。
- (16) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものその他の規則で定める物質をいう。
- (17) 特定有害物質 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。

第 2 条第 11 号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条中第 10 号を第 12 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 6 号中「おそれ」の次に「又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、同条第 4 号中「別表に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。次条第 2 項において同じ。）を行う事業所のうち、」を削り、「規則で定める作業（以下「指定作業」という。）」を「指定作業」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 指定作業 別表に掲げる作業で規則で定めるものをいう。
- (5) 指定施設 指定作業を行うために事業所に配置される施設（装置及び設備を含む。）で規則で定めるものをいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(19) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

(20) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。

第 3 条第 2 項第 4 号中「位置」を「敷地の境界線」に改め、同項第 6 号中「、規模」を削り、同項第 7 号中「別表に掲げる作業」を「指定作業」に改め、「種類」の次に「及び工程」を加え、同項第 8 号中「別表に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で規則で定めるもの（以下「指定施設」という。）」を「指定施設」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、自動車の出入口の位置

第 3 条第 2 項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法

第 3 条第 3 項中「前項第13号」を「前項第14号」に、「第12号」を「第13号」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「生コンクリートプラントその他の」を「前条第 2 項第12号の」に改める。

第 6 条第 1 項中「で規則で定めるもの」を「（別表の61の項に掲げる作業（当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設のみを設置する者を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 市長は、前 3 項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第 1 項の規定による掲示、第 2 項の規定に

よる書換え又は前項の規定による撤去をするよう勧告することができる。

第 7 条の見出し中「事業開始」を「事業開始等」に改め、同条中「とき」の次に「（当該指定事業所に係る一部の指定施設を使用して事業を開始した場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、一部の指定施設を使用して事業を開始した者は、当該指定事業所に係る全ての指定施設の設置の工事が完了したときは、その日から起算して 14 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 8 条第 1 項中「第 14 号」を「第 15 号」に改め、「あつては、」の次に「これらの事項の変更のうち」を加え、「重要な変更」を「重要なもの」に改める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 10 条の見出し中「事後届出」を「届出」に改め、同条第 1 項中「とき」の次に「、又は同項第 4 号及び第 6 号から第 15 号までに掲げる事項の変更のうち規則で定める変更をしたとき」を加え、同条第 2 項を削る。

第 12 条中「第 2 条第 4 号」の次に「若しくは第 5 号」を加え、「）又は」を「）、又は」に改める。

第 13 条中「第 2 条第 4 号」の次に「若しくは第 5 号」を加える。

第 15 条第 1 項中「第 2 条第 4 号」の次に「若しくは第 5 号」を加え、同条第 2 項中「又は第 9 条第 1 項の届出」及び「又は届出

」を削り、「第12号」を「第14号」に改める。

第 2 章第 2 節を次のように改める。

第 2 節 削除

第16条及び第17条 削除

第18条第 1 項中「以下」を「次項第 3 号において」に、「行って」を「行い、並びに大気の汚染、水質の汚濁等の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進して」に改め、同条第 2 項第 1 号中「氏名又は」を「指定事業所の設置者の氏名又は」に改め、同項第 2 号から第 5 号までの規定中「事業所」を「指定事業所」に改める。

第19条第 2 号中「あって」を「あっては」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第24条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。

第20条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第21条中「第18条第 1 項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に、「同条第 2 項第 3 号」を「第18条第 2 項第 3 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、環境管理事業所の設置者が前項の規定による届出をしていないときは、当該環境管理事業所の設置者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

第22条第 1 項中「第18条第 1 項の認定を受けた者」を「環境管

理事業所の設置者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項の規定に違反して環境管理事業所である旨の表示板又はこれと紛らわしい表示板を掲示している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第24条第 2 号中「第18条第 1 項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に改める。

第28条第 1 項第 1 号中「排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの（以下「排水指定物質」という。）」を「排水指定物質」に改める。

第29条の見出し中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に改め、同条第 1 項中「排水指定物質（その化合物を含む。）のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもので規則で定める排水指定物質（以下「特定有害物質」という。）又は特定有害物質」を「地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質」に改め、同条第 2 項中「とき」の次に「（第 2 条第16号の規則の改正により新たに地下浸透禁止物質が追加された場合にあっては、当該規則の施行の日以後に施設を設置するとき）」を加える。

第34条第 2 項中「建築物」を「建築物等」に改める。

第 5 章の章名中「低減」を「低減等」に改める。

第38条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「おおむね次に掲げる事項の実施に」を「必要な措置を講ずるよう」に改め、同条各号を削る。

第40条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「、おおむね次に掲げるところにより」を削り、同条各号を削る。

第5章第2節中第44条の次に次の1条を加える。

(化学物質の自主的な管理の推進)

第44条の2 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならない。

第45条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「及び事業所」を「、事業所」に改め、「、おおむね次に掲げるところにより」を削り、同条各号を削る。

第47条第1項中「事業者は」を「何人も」に改め、「、規則で定める焼却施設を用いることなく」を削り、同項ただし書中「地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為」を「次に掲げる燃焼行為について」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める焼却施設を用いる燃焼行為
- (2) 地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為(規則で定める物の燃焼に限る。)

第47条第2項を次のように改める。

2 前項第2号の燃焼行為を行う者は、みだりに当該燃焼行為を行ってはならない。

第47条第3項中「事業者」を「者」に改める。

第6章第2節の節名を次のように改める。

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第48条の見出しを削る。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

第50条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、船舶を航行させる者が前項の規定に違反して船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出しているとき、又はそのおそれがあると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第51条第 4 項中「公共のための宣伝放送その他営利を目的としない宣伝放送について」を「宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的としないもので、規則で定めるものに」に改める。

第55条第 1 項中「以上の」を「を超える」に改める。

第60条の見出し中「騒音」を「外部騒音」に改め、同条第 1 項中「営業を」を「業を」に、「騒音」を「外部騒音」に改め、「発生する当該客用駐車施設等」の次に「及びその外部」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「騒音」を「外部騒音」に改める。

第61条中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に、「又は管理する」を「管理し、又は占有する」に、「又は管理者」を「管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）」に改める。

第62条第 1 項中「地下水の水質の浄化対策」を「地下水汚染の防止」に改め、同条を第61条の 2 とする。

第63条の見出し中「指導」を「措置」に改め、同条第 1 項中「を浄化するための計画（以下「地下水浄化計画」という。）を作成し、市長に提出しなければ」を「の水質を浄化するための措置を講じなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、土壤汚染対策法第 7 条第 3 項に規定する指示措置等又は第 66 条の 2 第 3 項に規定する条例指示措置等により地下水汚染の拡散の防止に係る措置が講じられるときは、この限りでない。

第 63 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に、「地下水浄化計画を作成した」を「措置を講じた」に改め、「、当該地下水浄化計画を誠実に実施し、当該地下水浄化計画が完了したときは」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「、地下水浄化計画を作成していないと認めるとき、又は地下水浄化計画を誠実に実施して」を「同項本文の措置を講じて」に、「及び地下水汚染」を「、地下水汚染」に、「期限を定めて、地下水浄化計画の作成又は地下水浄化計画の誠実な実施を」を「同項本文の措置を講ずるよう」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条を第 61 条の 3 とする。

第 64 条第 1 項中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に、「地下水汚染原因地から特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったこと」を「地下水汚染」に、「の浄化のための措置をとることを」を「を浄化するための措置を講ずるよう」に改め、同条第 2 項中「を管理する者」を「の所有者等」に、「管理者」を「所有者等」に改め、同条を第 61 条の 4 とする。

第 65 条第 1 項中「第 62 条第 2 項」を「第 61 条の 2 第 2 項」に、「第 63 条第 2 項の規定により地下水浄化計画を実施した」を「第 61 条の 3 第 1 項本文の規定により措置を講じた」に改め、同条第 2 項中「を所有している者でない」を「の全部又は一部を所有していない」に改め、同条第 3 項中「を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等」を「の全部若しくは一部

を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等の全部若しくは一部」に、「を貸与しよう」を「の全部又は一部を貸与しよう」に改め、同条を第61条の5とする。

第7章第1節の2及び第2節を削り、同章第1節の次に次の3節を加える。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土地の形質の変更に伴う公害の防止)

第62条 土地の掘削等その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)を行おうとする者は、当該土地の土壤の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、次条の指針に従い、汚染された土壤又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。

(土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針)

第62条の2 市長は、土地の形質の変更を行おうとする者の汚染された土壤又は埋め立てられた物に起因する公害の防止に係る取組を支援するため、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(汚染土壤による埋立て等の禁止等)

第62条の3 何人も、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壤(以下この条において「汚染土壤」という。)を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条において「埋立て等」という。)を行ってはならない。ただし、次に掲げる行為にあっては、この限りでない。

- (1) 土壤汚染対策法（以下この項及び次節において「法」という。）第 9 条各号又は第 66 条の 3 各号に掲げる行為で、法第 6 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壤を当該区域内に埋め戻す行為
 - (2) 法第 11 条第 1 項又は第 67 条第 1 項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壤を当該区域内に埋め戻す行為
 - (3) 生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている行為
- 2 土地の所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定に違反して汚染土壤による埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行い、若しくは行おうとする者又は当該埋立て等に係る土地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 2 節の 2 特定有害物質による土壤の汚染の防止等

（用語の定義）

第 63 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壤汚染状況調査 法第 2 条第 2 項に規定する土壤汚染状況調査をいう。
- (2) 指定調査機関 法第 4 条第 2 項に規定する指定調査機関をいう。

- (3) 特定有害物質使用等事業所 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵（以下「特定有害物質の使用等」という。）を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所をいう。

（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等）

第64条 特定有害物質使用等事業所を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。この場合において、特定有害物質使用等事業所を設置している者以外に当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等があるときは、規則で定める期間ごとに、当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付しなければならない。

- 2 前項の規定による記録をした者又は同項の規定により記録の写しを送付された者は、規則で定めるところにより、当該記録又はその写しを保存しなければならない。
- 3 前項の規定による保存を行う特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等は、当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地の全部又は一部を譲渡し、又は貸与しようとするときは、当該記録又はその写しを当該譲渡又は貸与に係る相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地を譲り受けた者にあっても、同様とする。
- 4 市長は、前3項の規定に違反している者があるときは、その

者に対し、第 1 項の規定による調査、記録若しくは送付、第 2 項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第64条の2 特定有害物質使用等事業所を設置していた者は、当該特定有害物質使用等事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等であって、当該特定有害物質使用等事業所を設置していたもの又は次項の規定により市長から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該土地について、法第 3 条第 1 項ただし書の規定による確認を受けた場合

(2) 当該土地について、土壌汚染状況調査（法第14条第 3 項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査及び土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の法第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による調査を含む。）が行われた場合（当該土壌汚染状況調査が行われた日から当該特定有害物質使用等事業所が廃止された日までの間に、当該土地において特定有害物質の使用等が行われた

場合を除く。)

- (3) 規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合
- 3 市長は、第 1 項の規定による届出を受けた場合その他特定有害物質使用等事業所が廃止されたことを知った場合において、当該特定有害物質使用等事業所を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該特定有害物質使用等事業所が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。
- 4 市長は、第 2 項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 5 第 2 項第 3 号の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 前各項の規定は、特定有害物質使用等事業所を設置している者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地

以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第 1 項中「設置していた」とあるのは「設置している」と、「を廃止した」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「当該廃止した」とあるのは「当該変更した」と、第 2 項中「廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地」とあるのは「特定有害物質使用等事業所の敷地の一部」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、「次項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する次項」と、同項第 2 号中「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 2 項」と、第 5 項中「第 2 項第 3 号」とあるのは「第 7 項において準用する第 2 項第 3 号」と、第 6 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

- 8 特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等が前項において準用する第 2 項の規定による報告をした場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「であった土地」

とあるのは、「であった土地（第 7 項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。以下この条（第 8 項を除く。）において同じ。）とする。

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第65条 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 法第 4 条第 1 項の規定による届出に係る行為
- (2) 法第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為
- (3) 法第11条第 1 項の規定による指定に係る区域内における行為
- (4) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあっては、その対象となる土地の面積が規則で定める規模未満の土地の形質の変更をする行為
- (5) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 市長は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、

その結果を報告することを命ずることができる。

(条例要措置区域の指定等)

第66条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第6条第4項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）に含まれるときは、この限りでない。

(1) 第64条の2第2項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第2項の規定による調査（以下「条例土壤汚染状況調査」という。）の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。

(2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 市長は、汚染の除去等の措置により、第1項の規定による指定に係る区域（以下「条例要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認め

るときは、当該条例要措置区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

6 条例要措置区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例要措置区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第 2 項の規定による公示が行われたときは、前項において準用する第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(汚染の除去等の措置)

第66条の 2 市長は、前条第 1 項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、条例要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該条例要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該条例要措

置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。

3 第 1 項の規定により市長から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもの（以下「条例指示措置等」という。）を講じなければならない。

4 市長は、前項に規定する者が条例指示措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該条例指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 前 2 項の規定によって講ずべき条例指示措置等に関する技術的基準は、法第 7 条第 3 項に規定する指示措置等の例による。

（条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第66条の 3 条例要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 前条第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為

(2) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（適用除外）

第66条の 4 第65条第 1 項の規定は、第66条の 2 第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為については、適用しない。

(条例形質変更時要届出区域の指定等)

第67条 市長は、土地が第66条第 1 項第 1 号に該当し、同項第 2 号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第11条第 2 項に規定する形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）に含まれるときは、この限りでない。

2 市長は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域（以下「条例形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなると認めるときは、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第66条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による指定及び前項の規定による解除について準用する。

4 条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項若しくは第11条第 1 項又は第66条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、法第 6 条第 2 項（法第11条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示又は第66条第 2 項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第67条の2 条例形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (2) 条例形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 条例形質変更時要届出区域が指定された際当該条例形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

3 条例形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形

質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(適用除外)

第67条の3 第65条第1項の規定は、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

(周辺住民への周知)

第68条 要措置区域若しくは形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)又は条例要措置区域若しくは条例形質変更時要届出区域(以下「条例要措置区域等」という。)内において汚染の除去等の措置を講じようとする者又は土地の形質の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更によって特定有害物質により汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(土壤汚染による地下水への影響の調査)

第68条の2 土壤汚染状況調査又は条例土壤汚染状況調査(以下「条例土壤汚染状況調査等」という。)の結果、条例土壤汚染状況調査等を行った土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第66条第1項第1号の規則で定める基準(規則で定める事項を除く。)に適合していないと認められたときは、当該条例土壤汚染状況調査等をさせた者は、当該土壤の汚染による地下水

への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(台帳)

第68条の3 市長は、条例要措置区域等の台帳、条例土壌汚染状況調査が行われその結果が第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合している土地の台帳及び要措置区域等又は条例要措置区域等の指定が解除された土地の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(汚染された土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第69条 条例要措置区域等内の土地の土壌(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第66条第1項第1号の規則で定める基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「条例汚染土壌」という。)を当該条例要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該条例汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければ

ならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該条例汚染土壌の体積
- (3) 当該条例汚染土壌の運搬の方法
- (4) 当該条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- (5) 当該条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- (6) 当該条例汚染土壌の搬出の着手予定日
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者は、当該条例汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 運搬の方法が次条の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該条例汚染土壌の運搬の方

法を変更すること。

- (2) 第69条の3第1項の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を法第22条第1項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

（運搬に関する基準）

第69条の2 条例要措置区域等外において条例汚染土壌を運搬する者は、規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該条例汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

（汚染された土壌の処理の委託）

第69条の3 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (3) 条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として

条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第69条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、条例汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該条例汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第69条の2の規定に違反して当該条例汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者
- (2) 前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

(管理票)

第69条の5 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者は、その条例汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しと同時に当該条例汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る条例汚

染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

3 条例汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第1項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該条例汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 条例汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該

管理票の写しを送付しなければならない。

- 5 管理票交付者は、前 2 項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第 3 項又は第 4 項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。
- 7 運搬受託者は、第 3 項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第 4 項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。
- 8 処理受託者は、第 4 項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第69条の6 何人も、条例汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第 3 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 2 何人も、条例汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず

ず、前条第 4 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した条例汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第 3 項又は第 4 項の規定による送付をしてはならない。

(汚染土壌処理業許可申請前対策指針)

第69条の 7 市長は、法第22条第 1 項又は第23条第 1 項の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すため、汚染土壌処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとする。

(報告及び検査)

第69条の 8 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例土壌汚染状況調査に係る土地若しくは条例要措置区域等内の土地の所有者等又は条例要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

- 2 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者若しくは条例汚染土壌の運搬を行った者に対し、条例汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これら

の者の事務所、当該条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該条例汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等 (ダイオキシン類に係る記録の管理等)

第70条 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。

- 2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地（ダイオキシン類管理対象事業

所がダイオキシン類管理対象事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及びダイオキシン類管理対象事業所が廃止された場合の当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地を含む。以下「ダイオキシン類管理対象地」という。)の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地にダイオキシン類管理対象事業所を設置していた場合において当該ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては前項の記録を、当該ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

- 3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査若しくは記録又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査)

第70条の2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であ

った土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前 2 項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第 1 項の規定による届出又は前項の規定による調査若しくは報告をするよう勧告することができる。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等)

第70条の3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の形質の変更（当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、規則で定めるところにより、当該土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告をした者は、ダイオキシン類管理対象地の土壌が規則で定める土壌汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の形質の変更に伴う当該汚

染された土壤に起因する公害を防止する措置を講じなければならない。

- 4 前項の規定による措置を講じた者は、その結果を市長に報告しなければならない。
- 5 ダイオキシン類管理対象地（前条第 2 項又は第 2 項の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。）において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、当該土地の形質の変更を行った日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前各項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第 1 項の規定による届出若しくは第 2 項の規定による調査若しくは報告をし、第 3 項の規定による措置を講じ、又は第 4 項の規定による報告若しくは前項の規定による届出をするよう勧告することができる。
- 7 前各項（第 1 項ただし書及び第 5 項を除く。）の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第 1 項中「土地の形質の変更」とあるのは「土地の一部の利用の方法の変更」と、「当該土地の形質の変更に着手する」とあるのは「当該変更をする」と、「当該土地の形質の変更に係る」とあるのは「当該変更に係る」と、第 2 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と、「当該届出に係る土地の形質の変更（当該変更に起因して公害が生

ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。) 」とあるのは「当該届出に係る変更」と、第 3 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と、「ダイオキシン類管理対象地」とあるのは「当該報告に係る土地」と、「当該土地の形質の変更」とあるのは「当該変更」と、第 4 項中「前項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する前項」と、第 6 項中「前各項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 1 項から第 4 項まで」と、「第 1 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「第 2 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 2 項」と、「第 3 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 3 項」と、「第 4 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 4 項」と、「報告若しくは前項の規定による届出」とあるのは「報告」と読み替えるものとする。

- 8 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が前項において準用する第 2 項の規定による報告をした場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「当該土地」とあるのは、「当該土地（第 7 項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。次項において同じ。）」とする。

（周辺住民への周知）

第70条の4 前条第3項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置を講じようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住

民にその旨を周知しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、土地の形質の変更によってダイオキシン類により汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(ダイオキシン類による地下水への影響の調査)

第70条の5 第70条の2第2項又は第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による調査の結果、当該調査を行った土地の土壤のダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していないと認められたときは、当該調査をさせた者は、当該土壤の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(土壤調査等の記録の管理等)

第70条の6 第70条の2第2項、第70条の3第2項若しくは第4項(同条第7項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第1項の規定による報告をした者は、当該報告に係る記録を保存しておかなければならない。

- 2 前項に規定する者は、ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていたダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするとき

きにあつては同項の記録を、ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

- 3 市長は、前 2 項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第 1 項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(台帳)

第70条の7 市長は、第70条の2第2項又は第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告に係る台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土地の所有者等の協力)

第70条の8 第70条の2第2項の規定による調査、第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による調査又は同条第3項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置に係る土地の所有者等は、当該調査又は措置に協力するよう努めるものとする。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第70条の9 ダイオキシン類管理対象地において、土地の形質の変更に伴うダイオキシン類により汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第70条の3から前条までの規定は、適用しない。

第74条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による届出をしていないときは、その者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

第75条に次の1項を加える。

5 市長は、第2項又は第3項の規定に違反している者がいるときは、その者に対し、第2項又は第3項の規定による届出をするよう勧告することができる。

第89条中「建築物」を「建築物等」に改め、「大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第8項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当するものを除く。」を削る。

第92条第1項中「を伴う」を「(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第1項又は第2項の規定による届出に係る同法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条において同じ。)を伴う」に改め、同項第2号中「を行う」を「の」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 石綿排出作業の実施の期間

第93条第1項中「石綿の濃度」を「石綿濃度等」に改め、同条

第 2 項及び第 3 項を削る。

第94条中「第92条の」の次に「規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第 1 項若しくは第 2 項の規定による」を加え、「石綿排出作業」を「届出に係る作業」に、「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 石綿排出作業の場所
- (3) 石綿排出作業の実施の期間
- (4) その他規則で定める事項

第 124 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による届出に係る小規模揚水施設を譲り受け、若しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併若しくは分割があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小規模揚水施設を承継した法人は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 128 条第 2 号中「少ない自動車」の次に「として市長が定めるもの」を加え、同条第 3 号を削る。

第 131 条の見出し中「自動車等」を「自動車」に改め、同条中「自動車等の製造」を「自動車の製造」に、「排出ガスの量又は騒音の発生がより少ない自動車等」を「低公害車」に改める。

第 134 条第 2 項を削る。

第 9 章第 2 節を次のように改める。

第 2 節 削除

第 135 条から第 137 条まで 削除

第 141 条の 2 中「（建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。））」を削り、「同条第13号」を「建築基準法第 2 条第13号」に改める。

第 149 条第 1 項中「の施設、容器等の破損等の」を「において生じた」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告しなければならない。

第 149 条第 3 項を削り、第12章中同条の次に次の 1 条を加える。

第 149 条の 2 市長は、前条第 1 項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第 155 条を次のように改める。

第 155 条 削除

第 156 条第 1 項中「第17条第 2 項、第49条第 2 項」を「第 6 条第 4 項、第21条第 2 項、第22条第 3 項、第50条第 2 項」に、「第 65 条の 8 第 2 項」を「第61条の 3 第 3 項、第62条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項」に改め、「第68条第 2 項」の次に「、第68条の 2 第

2 項、第70条第 3 項、第70条の 2 第 3 項、第70条の 3 第 6 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第70条の 4 第 2 項、第70条の 5 第 2 項、第70条の 6 第 3 項、第74条第 2 項、第75条第 5 項」を加え、「第 134 条第 1 項、第 137 条第 2 項」を「第 134 条」に改める。

第 159 条の次に次の 1 条を加える。

第 159 条の 2 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第64条の 2 第 4 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第65条第 2 項、第66条の 2 第 4 項、第67条の 2 第 4 項、第69条第 4 項又は第69条の 4 の規定による命令に違反した者

(2) 第66条の 3 の規定に違反した者

第 160 条中「第64条第 1 項」を「第61条の 4 第 1 項」に改める

。

第 161 条第 1 号中「第14号」を「第15号」に改め、同条第 2 号中「第 9 条第 2 項、」を削り、「第 149 条第 2 項」を「第 149 条の 2 第 1 項」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

第 161 条の 2 次のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第64条の 2 第 5 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第65条第 1 項、第67条の 2 第 1 項又は第 69 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第69条の 2 の規定に違反して、条例汚染土壌を運搬した者

- (3) 第69条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、条例汚染土壌の処理を他人に委託した者
- (4) 第69条の5第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (5) 第69条の5第3項前段又は第4項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- (6) 第69条の5第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者
- (7) 第69条の5第5項、第7項又は第8項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
- (8) 第69条の6第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (9) 第69条の6第3項の規定に違反して、送付をした者

第 161 条の 3 第69条の8第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、忌避した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第 162 条第 1 号中「第 9 条第 1 項、第49条第 1 項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第 163 条第 1 号中「、第49条第 3 項」を削り、同条第 4 号中「

第 149 条第 3 項」を「第 149 条の 2 第 2 項」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

第 165 条 第 67 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 69 条第 3 項又は第 69 条の 5 第 6 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000 円以下の過料に処する。

別表中「第 3 条」を「第 6 条」に改め、同表の 51 の項の次に次のように加える。

51 の 2 汚染土壌の処理の作業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 7 条の規定は、施行日以後に事業を開始した新条例第 2 条第 6 号に規定する指定事業所（以下「新指定事業所」という。）について適用し、施行日前に事業を開始した第 2 条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する指定事業所（以下「旧指定事業所」という。）に係る事業を開始した旨の届出については

- 、なお従前の例による。
- 4 新条例第 8 条第 1 項の規定は、施行日以後にされる同項の許可の申請について適用し、施行日前にされた旧条例第 8 条第 1 項の許可の申請については、なお従前の例による。
 - 5 旧条例第 9 条第 1 項の規定による届出をした者が設置する旧指定事業所の当該届出に係る変更については、新条例第 8 条及び第 10 条の規定は、適用しない。
 - 6 旧条例第 9 条第 1 項の規定による届出をした者に対する同条第 2 項の規定による命令については、なお従前の例による。
 - 7 新条例第 10 条の規定は、施行日以後に条例第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の変更又は新条例第 10 条に規定する規則で定める変更をした新指定事業所について適用し、施行日前に旧条例第 10 条第 1 項に規定する変更又は同条第 2 項に規定する規則で定める変更をした旧指定事業所に係る届出については、なお従前の例による。
 - 8 旧条例第 18 条第 1 項の規定による認定を受けている環境管理事業所は、当該認定の有効期間が満了する日までの間は、新条例第 18 条第 1 項の規定による認定を受けた環境管理事業所とみなす。
 - 9 新条例第 18 条第 1 項の規定は、施行日以後にされる同項の認定の申請について適用し、施行日前にされた旧条例第 18 条第 1 項の規定による認定の申請については、なお従前の例による。
 - 10 附則第 8 項の規定により新条例第 18 条第 1 項の規定による認定を受けたものとみなされる環境管理事業所の認定の取消しについては、なお従前の例による。
 - 11 旧条例第 49 条第 1 項の規定による届出をした者に対する勧告に

については、同条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。

- 12 施行日前に旧条例第49条第 3 項に規定する事項の変更又は作業の中止をした者については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 13 施行日前に旧条例第62条第 1 項の規定による指導を受けた者に係る同条第 2 項の規定による調査及びその結果の報告並びに旧条例第65条の規定による記録の管理については、なお従前の例による。
- 14 新条例第64条の 2 の規定は、施行日以後に廃止され、又は利用の方法が変更された特定有害物質使用等事業所（新条例第63条第 3 号に規定する特定有害物質使用等事業所をいう。以下同じ。）の敷地であった土地について適用する。
- 15 旧条例第65条の 3 第 1 項の規定により作成された記録（新条例第70条第 1 項に規定するダイオキシン類管理対象事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）に係るものを除く。）は、新条例第64条第 1 項の規定により作成された記録とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「ときは、」とあるのは、「ときは、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）の施行の日以後速やかに当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付するとともに、」とする。
- 16 施行日前に廃止された土壤汚染有害物質使用事業所（旧条例第 65条の 3 第 1 項に規定する土壤汚染有害物質使用事業所をいう。）の敷地であった土地、一部の使用が廃止されて譲渡され、貸与され、若しくは返還された土壤汚染有害物質使用地（同条第 2 項

に規定する土壤汚染有害物質使用地をいう。以下この項において同じ。)又は土地の掘削その他形質の変更に着手された土壤汚染有害物質使用地については、旧条例第65条の4第2項から第6項まで(旧条例第65条の5第2項において準用する場合を含む。)及び旧条例第65条の8の規定は、なおその効力を有する。

17 施行日前にその作成に着手した旧条例第65条の6第1項に規定する周知計画については、同条の規定は、なおその効力を有する。

18 旧条例第65条の7第1項の規定により作成された台帳(ダイオキシン類管理対象事業所に係るものを除く。)は、新条例第68条の3第1項の規定により調製された台帳とみなす。

19 新条例第65条の規定は、施行日(特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあっては、施行日から起算して30日を経過する日)以後に土地の形質の変更(新条例第62条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。)に着手する者について適用する。この場合において、施行日から30日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対する新条例第65条第1項の適用については、同項中「当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)の施行の日以後速やかに」とする。

20 新条例第69条から第69条の5までの規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に条例汚染土壤(新条例第69条第1項に規定する条例汚染土壤をいう。以下この項において同じ。)を条例要措置区域等(新条例第68条第1項に規定する条例要措置区域

等をいう。)外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)について適用する。

- 21 新条例第70条の2の規定は、施行日以後に廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地について適用する。
- 22 新条例第70条の3の規定は、施行日以後に新条例第70条第2項に規定するダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更又は土地の一部の利用の方法を変更して当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなる変更に着手する者について適用する。この場合において、施行日から30日を経過する日までの間に当該変更に着手する者に対する新条例第70条の3第1項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の適用については、同条第1項中「当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)の施行の日以後速やかに」とする。
- 23 施行日前に旧条例第65条の4第3項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際同条第5項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第70条の2第2項の規定による調査とみなす。
- 24 施行日前に旧条例第65条の5第2項において準用する旧条例第65条の4第3項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際旧条例第65条の5第2項において準用する旧条例第65条の4

第 5 項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第70条の 3 第 2 項の規定による調査とみなす。

- 25 旧条例第65条の 7 第 1 項の規定により作成された台帳であって、ダイオキシン類管理対象事業所に係るものは、新条例第70条の 7 第 1 項の規定により調製された台帳とみなす。
- 26 新条例第94条の規定は、施行日以後に新条例第92条の規定による届出を行った者又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出を行った者について適用する。
- 27 施行日前に旧条例第92条の規定による届出を行った者に係る旧条例第93条第 1 項の規定による測定、記録及び保存並びに旧条例第94条の規定による届出については、なお従前の例による。
- 28 施行日前に大気汚染防止法第18条の15第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行った者については、旧条例第93条の規定は、なおその効力を有する。
- 29 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 30 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提 案 理 由

指定事業所の変更の手続の簡素化等を図るとともに、土壌汚染対策のための制度を拡充する等のため、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案 / 下段 現 行）

第 1 条 関 係

（土壤汚染対策法に基づく調査を行った土地に係る特例）

第 65 条 の 5 の 2 第 65 条 の 4 第 1 項 又は 前 条 第 1 項 の 規 定 に か か
わ ら ず 、 土 壤 汚 染 有 害 物 質 使 用 地 の 全 部 又 は 一 部 に つ い て 、 土
壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る
土 壤 汚 染 状 況 調 査 （ 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 土 壤 汚 染 状
況 調 査 と み な さ れ る 調 査 及 び 土 壤 汚 染 対 策 法 の 一 部 を 改 正 す る
法 律 （ 平 成 21 年 法 律 第 23 号 ） に よ る 改 正 前 の 土 壤 汚 染 対 策 法 第
3 条 第 1 項 又 は 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 調 査 を 含 み 、 当 該 土
地 に お い て 製 造 し 、 使 用 し 、 処 理 し 、 又 は 保 管 し て い た す べ て
の 土 壤 汚 染 有 害 物 質 を 対 象 と し た も の に 限 る 。 以 下 「 土 壤 汚 染
状 況 調 査 」 と い う 。 ） が 行 わ れ た 場 合 で あ っ て 、 当 該 土 壤 汚 染
状 況 調 査 の 行 わ れ た 日 以 降 に 当 該 土 地 に お い て 土 壤 汚 染 有 害 物
質 を 製 造 し 、 使 用 し 、 処 理 し 、 又 は 保 管 し て い な い と き に あ っ
て は 、 土 壤 汚 染 有 害 物 質 使 用 地 の う ち 当 該 土 壤 汚 染 状 況 調 査 に
係 る 部 分 に つ い て は 、 第 65 条 の 4 第 1 項 又 は 前 条 第 1 項 の 規 定
に よ る 調 査 及 び 届 出 を 要 し な い 。

（周辺住民への周知計画の提出）

第 65 条 の 6 第 65 条 の 4 第 4 項 （第 65 条 の 5 第 2 項 / 前 条 第 2 項）
 において準用
 する 場合 を 含 む 。 ） の 規 定 に よ り 土 壤 汚 染 対 策 計 画 を 作 成 し た
 者 そ の 他 規 則 で 定 め る 者 は 、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 周 辺 住
 民 に そ の 概 要 を 周 知 す る 計 画 （ 以 下 「 周 知 計 画 」 と い う 。 ） を

作成しなければならない。

(第 2 項及び第 3 項省略)

第 2 条 関係

目次

(第 1 章省略)

第 2 章 指定事業所の設置等の手続等

(第 1 節省略)

第 2 節 削除 環境配慮書の提出等 (第 16 条・第 17 条)

(第 3 節、第 3 章及び第 4 章省略)

第 5 章 事業所 における環境への負荷の低減等 における環境への負荷の低減

(第 1 節省略)

第 2 節 化学物質の適正な管理 (第 40 条 第 44 条の 2) 第 44 条

(第 3 節省略)

第 6 章 特定行為の制限等

(第 1 節省略)

第 2 節 炭化水素系物質 の発散の防止 を使用する作業の制限等 (第 48 条・ 第 49 条)

(第 3 節から第 5 節まで省略)

第 7 章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第 1 節 地下水の水質の浄化対策 (第 61 条 第 61 条の 5) 第 65 条

第 2 節 土地の形質の変更に伴う公害の防止 (第 62 条 第 1 節の 2 土壌の汚染の防止等 (第 65 条の 2 第 65 条の 8 第 62 条の 3)

第 2 節の 2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等 (第 63 第 2 節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理 (第 66 条 条 第 69 条の 8) 第 70 条)

第 2 節の 3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等 (第

70 条 第 70 条の 9)

(第 3 節 及び 第 8 章 省略)

第 9 章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

(第 1 節 省略)

第 2 節 削除
特定低公害車の導入等 (第 135 条 第 137 条)

(第 3 節 及び 第 9 章の 2 から 第 11 章まで省略)

第 12 章 非常時の措置 (第 149 条 第 149 条の 2)

(第 13 章 及び 第 14 章 省略)

第 15 章 罰則 (第 159 条 第 165 条
第 164 条)

(附則 省略)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第 1 号 から 第 3 号 まで 省略)

(4) 指定作業 別表に掲げる作業で規則で定めるものをいう。

(5) 指定施設 指定作業を行うために事業所に配置される施設
(装置 及び 設備 を含む。) で規則で定めるものをいう。

(6) 指定事業所 別表に掲げる作業 (当該作業の一部分のみを
行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を
含む。次条第 2 項において同じ。) を行う事業所のうち、排煙
、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることによ
り公害を生じさせるおそれがある事業所 (臨時的又は仮設的
な事業所を除く。) で指定作業
規則で定める作業 (以下「指定作業」
という。) を行うものをいう。

(7)
(5) (本文省略)

(8) 化学物質 急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等
(6) 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいう。

(9) (本文省略)
(7)

(10) (本文省略)
(8)

(11) (本文省略)
(9)

(12) (本文省略)
(10)

(13) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理、堆積若し
(11) たい積しくは運搬又は動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

(14) (本文省略)
(12)

(15) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレン
その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

(16) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものその他の規則で定める物質をいう。

(17) 特定有害物質 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。

(18) (本文省略)
(13)

(19) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(20) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。

(設置の許可)

第 3 条 (第 1 項省略)

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、その一部を省略することができる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

- (4) 指定事業所の敷地の境界線位置

(第 5 号省略)

- (6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置及び構造、規模

- (7) 指定作業別表に掲げる作業の種類及び工程

- (8) 指定施設別表に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で

規則で定めるもの(以下「指定施設」という。)

その種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、

用途、配置及び使用時間

(第 9 号から第 11 号まで省略)

- (12) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置別表に掲げる作業の工程

する指定事業所にあっては、自動車の出入口の位置

- (13) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所に

あっては、その作業の方法

(14) (本文省略)

(13)

(15) (本文省略)

(14)

- 3 前項第 14 号前項第 13 号の計画は、当該指定事業所に係る同項第 3 号から

第 13 号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指

定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害(地盤

の沈下によるものを除く。以下この節において同じ。)につい

て総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならな

い。

(許可の基準等)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 前条第 2 項第 12 号の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。

(第 2 項省略)

(表示板の掲示)

第 6 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者(別表の 61 の項に掲げるで規則で定めるもの作業 (当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。) を行う指定施設のみを設置する者を除く。)は、当該指定事業所を設置しようとする場所において公衆の見やすい箇所に、当該指定事業所の名称、許可年月日その他の規則で定める事項を記載した表示板を掲示しなければならない。当該指定事業所が設置された後においても、同様とする。

(第 2 項及び第 3 項省略)

4. 市長は、前 3 項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第 1 項の規定による掲示、第 2 項の規定による書換え又は前項の規定による撤去をするよう勧告することができる。

(事業開始等の届出)
事業開始

第 7 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る事業を開始したとき (当該指定事業所に係る一部の指定施設を使用して事業を開始した場合を含む。) は、その日から起算して 14 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、一部の指定施設を使用して事業を開始した者は、当該指定事業所に係る全ての指定施設の設置の工事が完了したときは、その日から起算して 14 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可)

第 8 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第 2 項第 4 号及び第 6 号から 第 15 号 第 14 号 までに掲げる事項の変更のうち、公害の防止上重要なものとして規則で定める変更をしようとするとき (当該指定事業所が第 18 条第 1 項の規定により認定された環境管理事業所である場合にあっては、これらの事項の変更のうち 公害の防止上特に 重要なもの 重要な変更 として規則で定める変更をしようとするときに限る。) は、市長の許可を受けた後でなければ当該変更をしてはならない。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(変更の事前届出)

第 9 条 削除
 第 3 条第 1 項の許可を受けた者は、当該指定事業所 (第 18 条第 1 項の規定により認定された環境管理事業所を除く。) に係る第 3 条第 2 項第 4 号及び第 6 号から第 14 号までに掲げる事項の変更のうち、公害の防止上比較的重要なものとして規則で定める変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前ま

でに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合において、公害の防止上必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から起算して30日以内に限り、その届出に係る変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(変更の届出
事後届出)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更をしたとき、又は同項第4号及び第6号から第15号までに掲げる事項の変更のうち規則で定める変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所(第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所を除く。)に係る第3条第2項第4号及び第6号から第14号までに掲げる事項の変更のうち、指定作業の一部の廃止その他の規則で定める変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所を廃止したとき(第14条の規定による取消しによる場合を除く。)、当該指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき(この条例又は第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により該当しなくなった場合を除く。)、又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第13条 前条の届出があったとき、又は当該指定事業所がこの条例若しくは第2条第4号~~若しくは第5号~~の規則の改正により指定事業所に該当しなくなったときは、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、その効力を失う。第8条第3項の届出があった場合の同条第1項の許可についても、同様とする。

(経過措置)

第15条 この条例又は第2条第4号~~若しくは第5号~~の規則の改正により一の事業所が指定事業所となった際現に当該指定事業所を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該指定事業所について、第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第3条第1項の許可を受けたものとみなされた者(以下「既設の事業者」という。)は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月以内(当該期間内に第8条第1項の許可の申請~~又は第9条第1項の届出~~をする場合にあっては、当該申請~~又は届出~~をする日まで)に、第3条第2項第1号から~~第14号~~
~~第12号~~までに掲げる事項その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(第3項から第5項まで省略)

第2節 ~~削除~~
環境配慮書の提出等
~~第16条及び第17条~~ ~~削除~~

(環境配慮書の提出)

第16条 ~~環境への配慮が特に必要と認められる指定事業所で規則~~
~~で定めるものを設置しようとする者は、第3条第1項の許可の~~

申請を行うときに、事業の内容及び規模、使用する施設の種類等に応じ、次に掲げる事項について、第 39 条、第 41 条、第 46 条、第 130 条若しくは第 143 条の指針又は横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号）の趣旨に基づき自ら配慮した内容を記載した書面（以下「環境配慮書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、第 144 条第 1 項に規定する地球温暖化対策事業者にあつては、第 4 号に掲げる事項についての記載を要しない。

- (1) 環境への負荷の低減に係る事項
- (2) 化学物質の適正な管理に係る事項
- (3) 自動車からの排出ガスの抑制に係る事項
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る事項
- (5) 廃棄物の発生抑制及び適正な処理に係る事項
- (6) 環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規則で定める指定事業所を設置している者は、第 8 条第 1 項の許可の申請を行うときに、規則で定めるところにより、環境配慮書を市長に提出しなければならない。前項の規則で定める指定事業所以外の指定事業所を設置している者が、第 8 条第 1 項の許可の申請を行う場合で、当該許可に係る変更により前項の規則で定める指定事業所を設置していることとなるときも、同様とする。

（環境配慮書に係る指導及び勧告）

第 17 条 市長は、前条の規定による環境配慮書の提出があつた場

合は、第 39 条、第 41 条、第 46 条、第 130 条若しくは第 143 条の
 指針又は横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関
 する条例の趣旨を勘案し、当該環境配慮書を提出した者に対し
 、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、前条の規定による環境配慮書の提出がされない場合
 は、同条に規定する者に対し、期限を定めて、環境配慮書の提
 出を勧告することができる。
 (環境管理事業所の認定)

第 18 条 市長は、環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、
 計画の作成及び実施並びに体制の整備並びにこれらの監査(次
 以
 項第 3 号において「環境管理・監査」という。)を^下行^上い、^下並^上び
 行^下って
 に大気の汚染、水質の汚濁等の防止等生活環境を保全するた^め
 の取組を総合的かつ継続的に推進して^{いる}指定事業所で規則で
 定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請
 に基づき、環境管理事業所として認定することができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところによ
 り、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければ
 ならない。

- (1) 指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
 氏名又は
 あっては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 指定事業所の環境管理・監査の体制
- (4) 指定事業所の環境の保全に関する方針
- (5) 指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置され
 事業所
 る施設の概要

(第 6 号 及 び 第 3 項 省 略)

(欠 格 事 項)

第 19 条 指 定 事 業 所 の 設 置 者 が 、 次 の い ず れ か に 該 当 す る と き は
、 前 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け る こ と が で き な い 。

(第 1 号 省 略)

(2) 法 人 の 場 合 に あ っ て は、 あ っ て、 そ の 役 員 の う ち に 前 号 に 該 当 す る
者 が あ る と き 。

(3) 特 定 化 学 物 質 の 環 境 へ の 排 出 量 の 把 握 等 及 び 管 理 の 改 善 の
促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 11 年 法 律 第 86 号) 第 24 条 の 規 定 に よ
り 過 料 の 処 分 を 受 け 、 そ の 処 分 を 受 け た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し
て 1 年 を 経 過 し な い 者 で あ る と き 。

(環 境 管 理 事 業 所 の 公 表)

第 20 条 市 長 は 、 第 18 条 第 1 項 の 認 定 を し た と き に は 、 当 該 環 境
管 理 事 業 所 に 係 る 次 に 掲 げ る 事 項 に つ い て 公 表 す る も の と す る
。 当 該 事 項 の 内 容 に 変 更 が あ っ た と き も 、 同 様 と す る 。

(第 1 号 省 略)

(2) 環 境 の 保 全 に 関 す る 方 針 の 概 要

(2) (本 文 省 略)

(3)

(3) (本 文 省 略)

(4)

(変 更 の 届 出)

第 21 条 環 境 管 理 事 業 所 の 設 置 者
第 18 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 者 は 、 当 該 環 境 管 理 事 業 所
に 係 る 第 18 条 第 2 項 第 3 号
同 条 第 2 項 第 3 号 か ら 第 6 号 ま で に 掲 げ る 事 項 の 変 更
を し た と き は 、 そ の 日 か ら 起 算 し て 30 日 以 内 に 、 規 則 で 定 め る
と ころ に よ り 、 そ の 旨 を 市 長 に 届 け 出 な け れ ば な ら な い 。

2. 市 長 は 、 環 境 管 理 事 業 所 の 設 置 者 が 前 項 の 規 定 に よ る 届 出 を

していないときは、当該環境管理事業所の設置者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(表示板の掲示)

第22条 環境管理事業所の設置者 第18条第1項の認定を受けた者は、当該環境管理事業所に、環境管理事業所である旨の表示板を掲示することができる。

(第2項省略)

3 市長は、前項の規定に違反して環境管理事業所である旨の表示板又はこれと紛らわしい表示板を掲示している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(認定の取消し)

第24条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第18条第1項の認定を取り消すものとする。

(第1号省略)

(2) 環境管理事業所の設置者 第18条第1項の認定を受けた者が、第19条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第3号省略)

(水質の汚濁の防止に関する規制基準)

第28条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

(1) 排水指定物質
排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレン
その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの(以下「排水指定物質」という
ごとの許容限度
。)

(第 2 号 及 び 第 2 項 省 略)

(地下浸透禁止物質 を製造等する作業に係る水等の地下浸透の
特定有害物質
禁止)

第 29 条 事業者は、地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質
排水指定物質 (その化合物を含む。) のうち
、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそ
れがあるもので規則で定める排水指定物質 (以下「特定有害物
質」という。) 又は特定有害物質
を製造し、使用し、処理し、
若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させ
る方法で排出してはならない。

2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置す
るとき (第 2 条 第 16 号 の 規 則 の 改 正 に よ り 新 た に 地 下 浸 透 禁 止
物質が追加された場合にあつては、当該規則の施行の日以後に
施設を設置するとき) は、規則で定める構造を有するものとし
なければならない。

(第 3 項 及 び 第 4 項 省 略)

(騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等)

第 34 条 (第 1 項 省 略)

2 建築物等 の設計又は 建築物等
建築物 に係る施設若しくは機器の設置
の工事の委託を受けて設計又は工事をする事業者は、委託者
に対し、騒音その他の公害を生ずるおそれがある施設又は機器
について、適切な取付けの位置の選択、必要な防音工事の施工等
について公害の防止上必要な助言をするものとする。

第 5 章 事業所における環境への負荷の 低減等
低減

(環境への負荷の低減)

第 38 条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり

、環境への負荷を継続的に低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、必要な措置を講ずるよう おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 無害又はより有害性の少ない原料を選択し、及び有害な物質の使用がより少ない製造の方法を選択すること。
- (2) 施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善等を行うことにより、物の製造、処理、廃棄等の工程から副次的に有害な物質が発生することを防止すること。
- (3) 製造される物の性状及び物の製造の工程を、原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費がより少なくなるものに転換すること。
- (4) 公共用水域に排出される窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物が低減される措置をとることにより、海域等における富栄養化に伴う水質環境の悪化を防止すること。
- (5) し尿その他の生活に起因する排水について、公共用水域の利用の態様等に応じた構造を有する処理施設により処理を行うこと。
- (6) 悪臭の発生防止に配慮した施設の選択及び適正な管理等を行うこと。
- (7) 騒音及び振動の防止に配慮した施設の選択及び作業方法の改善並びに騒音源及び振動源の継続的な低減を行うこと。
- (8) 組換えDNA実験等に伴い排出する気体、液体等が周辺環境に影響を与えないよう必要な措置をとること。
- (9) 自らの事業の用に供する原材料の搬入又は製品の出荷を自らの事業所内の施設に停泊する船舶を利用して行う場合は、

当該船舶からの排煙の排出を抑制するための措置をとること
。

(化学物質の適正な管理)

第 40 条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、
化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、
事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げるところにより、
化学物質の適正な管理に努めなければならない。

(1) 化学物質の管理体制の整備を行うこと。

(2) 化学物質を適正に管理するための情報の収集及び整理を行
うこと。

(3) 化学物質の受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方
法の把握を行うこと。

(4) 化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び
機器等の使用を行うこと。

(5) 化学物質の回収、除去及び処理のためのより効率的な技術
の導入及び設備の使用を行うこと。

(6) 化学物質を適正に管理するための自主管理目標の設定を行
うこと。

(化学物質の自主的な管理の推進)

第 44 条の 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で
製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関
する情報の収集及び整理に努めなければならない。

(環境の保全に係る組織体制の整備)

第 45 条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、
環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所
及び事業所

に応じ、おおむね次に掲げるところにより、環境の保全に係る組織体制の整備に努めなければならない。

(1) 環境の保全のための方針、目標及び計画を作成すること。

(2) 環境の保全のための役割、責任及び権限の体制の明確化を図ること。

(3) 施設等の点検管理の規準の整備を行うこと。

(4) 環境の保全のための従業員の教育を行うこと。

(5) 環境に係る情報の把握及び公表の仕組みの整備を行うこと
—
。

(6) 事故時及び非常時における対応の仕組みの整備を行うこと
—
。

(7) 環境の保全のための方針、目標及び計画の実施状況並びに
環境の保全のための組織体制の定期的な点検を行うこと。

第 47 条 何人も、事業者は、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、規則で定める焼却施設を用いることなく、屋外において燃焼させてはならない。ただし、次に掲げる燃焼行為については
地域的慣習による催しに伴う燃焼行為
その他の規則で定める燃焼行為は、この限りでない。

(1) 規則で定める焼却施設を用いる燃焼行為

(2) 地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為（規則で定める物の燃焼に限る。）

2 前項第 2 号の燃焼行為を行う者は、みだりに当該燃焼行為を事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者は行っていない。

、同項の規則で定める物を、みだりに燃焼させてはならない。

3 市長は、第 1 項の規定に違反して燃焼行為を行っている者
者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

第 2 節 炭化水素系物質の発散の防止
炭化水素系物質を使用する作業の制限等

(炭化水素系物質の発散の防止の設備)

第 48 条 (本文省略)

(不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出)

第 49 条 削除
不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を伴うガラス繊維

強化プラスチック製品の製造の作業を、指定外事業所において
、反復し、又は継続して行おうとする事業者は、当該作業を開
始する日の 30 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なけ
ればならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者
の氏名

(2) 作業を行う場所

(3) 作業の内容

(4) 作業の実施に伴って生ずるおそれがある公害の防止の方法
に関する計画

(5) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る
作業が、第 25 条第 1 項第 3 号の規制基準に適合しないことによ
り公害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした
者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるよう勧告す
ることができる。

3 第 1 項の届出をした者は、当該届出に係る同項各号に掲げる
事項の変更をしたとき、又は当該作業を中止したときは、その
日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければな
らない。

第 50 条 (第 1 項省略)

2 市長は、船舶を航行させる者が前項の規定に違反して船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出しているとき、又はそのおそれがあると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 51 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 前 3 項の規定は、宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的とし、公共のための宣伝放送その他営利を目的としないもので、規則で定めるものには、適用しない。
しない宣伝放送について

(第 5 項省略)

(夜間営業に係る届出)

第 55 条 小売業を営むための店舗の用に供される床面積(以下「店舗面積」という。)の合計が 500 平方メートルを超える一の店舗又は規則で定める業を営むための施設でその面積(以下「施設面積」という。)が規則で定める規模を超えるもの(以下「店舗等」という。)において、夜間における営業(以下「夜間営業」という。)を営もうとする者は、当該夜間営業を開始する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗において、夜間営業を営もうとするときは、この限りでない。

(第 1 号から第 7 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略)

(客用駐車施設等における外部騒音の防止)

第 60 条 規則で定める業を営むため、規則で定める規模以上の客用の駐車又は駐輪のための施設(以下「客用駐車施設等」と

いう。)を管理する者(以下「客用駐車施設等管理者」という。)は、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音(当該営業が誘因となって発生する当該客用駐車施設等及びその外部)における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。)による公害が生ずることのないよう努めなければならない。

2 市長は、客用駐車施設等管理者に対し、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音による公害の防止について、必要な指導及び助言を行うことができる。

3 市長は、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音による公害が生じていると認めるときは、当該客用駐車施設等管理者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(汚染原因調査への協力)

第 61 条 市長は、地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁(以下「地下水汚染」という。)があると認める場合は、その原因を調査するために必要な最小限度の規模に限り、他人の所有し、管理し、又は占有する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し協力を求めることができる。

(事業者による調査)

第 61 条 の 2
第 62 条 市長は、地下水の利用状況及び地下水汚染の状況等を勘案し、地下水汚染の防止に必要な限度において、地下水汚染の原因である可能性がある地下水の水質の浄化対策と認められる土地において事業を行っている者又は事業を行っていた者で規則で定めるものに対し、地下水汚染の原因に係る調査を実施するよう指導す

ることができる。

(第 2 項省略)

(地下水の水質の浄化に係る 措置 及び 指導 及び勧告)

第 61 条の 3 第 63 条 地下水汚染の原因であることが認められた土地 (以下「地下水汚染原因地」という。) において事業を行っている

者 (当該地下水汚染原因地において事業を行っている者が当該地下水汚染の原因者でないと認められる場合にあっては、規則で定める者) は、規則で定めるところにより、地下水 の水質を 浄化す 浄化するための措置を講じなければ るための計画 (以下「地下水浄化計画」という。) を作成し、 ならない。ただし、土壤汚染対策法第 7 市長に提出しなければ 条第 3 項に規定する指示措置等又は第 66 条の 2 第 3 項に規定す る条例指示措置等により地下水汚染の拡散の防止に係る措置が 講じられるときは、この限りでない。

2 前項本文 前項 の規定により 措置を講じた 地下水浄化計画を作成した 者は、当該 地下水浄化計画を誠実に実施し、当該地下水浄化計画が完了し たときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない 。

3 市長は、地下水浄化計画の作成及び実施について、必要な指 導及び助言を行うものとする。

3 4 市長は、第 1 項に規定する者が 同項本文の措置を講じて 、地下水浄化計画を作成して いないと認めるとき、又は地下水浄化計画を誠実に実施して いないと認めるときは、その者に対し、地下水の利用状況、地下 水汚染 及び地 下水汚染 の状況等を勘案し、同項本文の措置を講ずるよう 期限を定めて、地下水浄化計画の 作成又は地下水浄化計画の誠実な実施を 勧告することができる 。

(地下水の水質の浄化に係る命令等)

第 61 条の 4 市長は、前条第 3 項の規定による勧告を受けた者が
第 64 条 前条第 4 項

当該勧告に従わない場合で、当該勧告に係る地下水汚染
地下水汚染原因地

から特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があ
ったこと

により、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずる
おそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、そ
の被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた
者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質を浄化するため
の措置を講ずるよう命ずることができる。
措置をとることを

- 2 前項の規定による命令を受けた者が地下水汚染原因地の所有
者等と異なる場合においては、当該地下水汚染原因地を管理
する者は、同項の規定による命令があったときは、当該命令に係
者等る措置に協力しなければならない。

(地下水調査記録等の管理)

第 61 条の 5 第 61 条の 2 第 2 項の規定により調査を実施した者又
第 65 条 第 62 条第 2 項

は第 61 条の 3 第 1 項本文の規定により措置を講じた者は、
第 63 条第 2 項の規定により地下水浄化計画を実施した
それぞれの記録を作成し、及び保存しておかなければならない
。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の記録を作成した時点におい
て、同項に規定する者が地下水汚染の原因である可能性がある
と認められる土地又は地下水汚染原因地（以下「地下水汚染原
因地等」という。）の全部又は一部を所有していない場合は、
を所有している者でない
同項に規定する者は、当該記録をその時点において地下水汚染
原因地等を所有している者に交付するとともに、当該地下水汚
染原因地等を借り受けている者があるときは、当該記録の写し

を当該地下水汚染原因地等を借り受けている者に交付しなければならない。

- 3 前2項の規定により第1項の記録の保存を行い、又は交付を受けた者は、地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を返還しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等の全部又は一部を貸与しようとするとき、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。地下水汚染原因地等を譲り受け、又は地下水汚染原因地等の返還若しくは貸与を受けた者にあっても、同様とする。

第1節の2 土壤の汚染の防止等

(有害物質による土壤の汚染の防止)

第65条の2 事業者は、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害な物質による土壤の汚染の防止に努めるとともに、当該物質により汚染された土壤を適切に処理するよう努めなければならない。

(土壤汚染有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第65条の3 土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害な物質で規則で定めるもの(以下「土壤汚染有害物質」という。)を製造し、使用し、処理し、保管し、発生させ、又は排出する事業所(以下「土壤汚染有害物質使用事業所」という。)を設置している者は、規則で定めるところにより、土壤汚染有害物質使用事業所における土壤汚染

有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者は、土壤汚染有害物質使用事業所の敷地（土壤汚染有害物質使用事業所が土壤汚染有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び土壤汚染有害物質使用事業所が廃止された場合の当該土壤汚染有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「土壤汚染有害物質使用地」という。）の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壤汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壤汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては前項の記録を、土壤汚染有害物質使用地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、土壤汚染有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。土壤汚染有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

（土壤汚染有害物質使用事業所の廃止時等の調査等）

- 第 65 条の 4 土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者は、当該土壤汚染有害物質使用事業所を廃止しようとするとき、当該土壤汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して譲渡し、若しくは貸与しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壤汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壤汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して返還しようとするときは、規則で定めるところにより調査を行い、その結果及び

- 規則で定める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、土壌汚染有害物質使用事業所を設置している者が所在不明その他の理由により当該調査を行うことができないと市長が認めるときは、当該土壌汚染有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）が行うものとする。
- 2 前項の届出を行った者は、同項の調査の結果、土壌の汚染のおそれがないと市長が認める場合を除き、規則で定める調査の計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により調査の計画を作成した者が、当該調査を誠実に実施し、当該調査を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。
- 4 前項の報告を行った者は、当該報告に係る土壌汚染有害物質使用地の土壌が規則で定める土壌汚染に係る基準に適合していないときは、土壌汚染対策計画を作成し、市長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により土壌汚染対策計画を作成した者が、当該計画に基づく対策を誠実に実施し、当該対策を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。
- 6 前各項に規定する者は、土壌汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは貸与しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壌汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壌汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を返還しようとするときは、前各項の規定により市長に届出し、提出し、又は報告した書類を土壌汚染有害物質使用地を譲

渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に交付しなければ
ならない。土壤汚染有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受
けた者にあっても、同様とする。

(土壤汚染有害物質使用地における土地の形質の変更の実施等
)

第 65 条の 5 土壤汚染有害物質使用地において土地の掘削その他
形質の変更を行おうとする者(以下「形質変更者」という。)
は、規則で定めるところにより調査を行い、その結果及び規則
で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の土地の形質の変
更について準用する。

(土壤汚染対策法に基づく調査を行った土地に係る特例)

第 65 条の 5 の 2 第 65 条の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定にかか
わらず、土壤汚染有害物質使用地の全部又は一部について、土
壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 2 条第 2 項に規定する
土壤汚染状況調査(同法第 14 条第 3 項の規定により土壤汚染状
況調査とみなされる調査及び土壤汚染対策法の一部を改正する
法律(平成 21 年法律第 23 号)による改正前の土壤汚染対策法第
3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による調査を含み、当該土
地において製造し、使用し、処理し、又は保管していたすべて
の土壤汚染有害物質を対象としたものに限る。以下「土壤汚染
状況調査」という。)が行われた場合であって、当該土壤汚染
状況調査の行われた日以降に当該土地において土壤汚染有害物
質を製造し、使用し、処理し、又は保管していないときにあっ
ては、土壤汚染有害物質使用地のうち当該土壤汚染状況調査に

係る部分については、第 65 条の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定による調査及び届出を要しない。

(周辺住民への周知計画の提出)

第 65 条の 6 第 65 条の 4 第 4 項 (第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により土壤汚染対策計画を作成した者その他規則で定める者は、規則で定めるところにより周辺住民にその概要を周知する計画 (以下「周知計画」という。) を作成しなければならない。

2 前項の規定により周知計画を作成した者は、当該周知計画を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により周知計画を作成した者が、当該周知計画に基づく周知を誠実に実施し、当該周知を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(汚染状況の公表等)

第 65 条の 7 市長は、第 65 条の 4 第 3 項又は第 5 項 (第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による報告があったときは、土壤の汚染状況その他の規則で定める事項を記載した台帳を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

2 事業者は、土壤汚染有害物質使用地の汚染状況その他の情報を市民に提供するよう努めなければならない。

(調査等に係る指導及び勧告)

第 65 条の 8 市長は、土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者若しくは所有者等又は形質変更者に対し、土壤の汚染を防止するため、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、土壤汚染

有害物質使用事業所を設置している者若しくは所有者等又は形質変更者に対し、調査を行うこと及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第 65 条の 4 第 1 項又は第 65 条の 5 第 1 項の規定による調査を行っていないと認める場合

(2) 第 65 条の 4 第 2 項（第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による計画を作成していないと認める場合

(3) 第 65 条の 4 第 3 項（第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による調査を行っていないと認める場合

(4) 第 65 条の 4 第 4 項（第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による土壌汚染対策計画を作成していないと認める場合

(5) 第 65 条の 4 第 5 項（第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による対策を行っていないと認める場合

(6) 周知計画を作成していないと認める場合

(7) 第 65 条の 6 第 3 項の規定による周知を行っていないと認める場合

第 2 節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理

（特定廃棄物処分場敷地等の記録の管理等）

第 66 条 廃棄物処分場で規則で定めるもの（以下「特定廃棄物処分場」という。）を設置している者は、当該特定廃棄物処分場における廃棄物の種類、埋め立てた場所の区画その他の規則で定める事項を記録しておかなければならない。

2 特定廃棄物処分場を設置している者は、特定廃棄物処分場の

敷地（特定廃棄物処分場が廃止された場合の当該特定廃棄物処分場の敷地であった土地（以下「特定廃棄物処分場跡地」という。）を含む。以下「特定廃棄物処分場敷地等」という。）を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地に特定廃棄物処分場を設置していた場合において当該特定廃棄物処分場敷地等を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定廃棄物処分場敷地等を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、特定廃棄物処分場敷地等を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定廃棄物処分場敷地等を譲り受け、又は特定廃棄物処分場敷地等の返還若しくは貸与を受けた者にあつても、同様とする。

（特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更の実施等）

第 67 条 事業者は、特定廃棄物処分場跡地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、土地の区画形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出を行った事業者は、当該土地の区画形質の変更を実施する前に、規則で定めるところにより、特定廃棄物処分場跡地に埋め立てられた物の状況及び特定廃棄物処分場跡地における土壌の汚染状況に係る調査を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

3 前項の規定による調査を実施した事業者は、当該土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又は汚染された土壌に起因する公害を防止するために必要な計画（以下「処分

場跡地公害防止計画」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

4 処分場跡地公害防止計画を作成した事業者は、当該処分場跡地公害防止計画を誠実に実施し、当該処分場跡地公害防止計画が完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更に係る指導等)

第 68 条 市長は、前条第 2 項の規定による調査の実施、同条第 3 項の規定による処分場跡地公害防止計画の作成及び同条第 4 項の規定による処分場跡地公害防止計画の実施について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、前条第 2 項の事業者が同項の規定による調査を実施していないと認める場合、同条第 3 項の事業者が処分場跡地公害防止計画を作成していないと認める場合又は同条第 4 項の事業者が処分場跡地公害防止計画を誠実に実施していないと認める場合で、当該土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又は汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、調査の実施、処分場跡地公害防止計画の作成又は処分場跡地公害防止計画の誠実な実施を勧告することができる。

(処分場跡地公害防止計画の実施記録の管理)

第 69 条 第 67 条第 2 項の規定による調査を実施した者及び処分場跡地公害防止計画を実施した者は、それぞれの記録を作成し、保存しておかななければならない。

2 前項に規定する者は、特定廃棄物処分場跡地を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた特定廃棄物処分場跡地において第67条第2項の規定による調査若しくは処分場跡地公害防止計画を実施した場合において当該特定廃棄物処分場跡地を返還しようとするときにあつては前項の記録を、特定廃棄物処分場跡地を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、特定廃棄物処分場跡地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。特定廃棄物処分場跡地を譲り受け、又は特定廃棄物処分場跡地の返還若しくは貸与を受けた者にあつても、同様とする。

(特定廃棄物処分場敷地等における記録の交付等を要しない場合)

第70条 特定廃棄物処分場敷地等において、土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又は汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、この節の規定は、適用しない。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土地の形質の変更に伴う公害の防止)

第62条 土地の掘削等その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)を行おうとする者は、当該土地の土壤の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、次条の指針に従い、汚染された土壤又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。

(土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針)

第 62 条の 2 市長は、土地の形質の変更を行おうとする者の汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害の防止に係る取組を支援するため、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(汚染土壌による埋立て等の禁止等)

第 62 条の 3 何人も、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌 (以下この条において「汚染土壌」という。) を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積 (以下この条において「埋立て等」という。) を行ってはならない。ただし、次に掲げる行為にあつては、この限りでない。

(1) 土壌汚染対策法 (以下この項及び次節において「法」という。) 第 9 条各号又は第 66 条の 3 各号に掲げる行為で、法第 6 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為

(2) 法第 11 条第 1 項又は第 67 条第 1 項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為

(3) 生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている行為

2 土地の所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。

3 市長は、第 1 項の規定に違反して汚染土壌による埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該埋立

て等を行い、若しくは行おうとする者又は当該埋立て等に係る土地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

(用語の定義)

第63条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土壌汚染状況調査 法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査をいう。

(2) 指定調査機関 法第4条第2項に規定する指定調査機関をいう。

(3) 特定有害物質使用等事業所 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵(以下「特定有害物質の使用等」という。)を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所をいう。

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

第64条 特定有害物質使用等事業所を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。この場合において、特定有害物質使用等事業所を設置している者以外に当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等があるときは、規則で定める期間ごとに、当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付しなければならない。

- 2 前項の規定による記録をした者又は同項の規定により記録の写しを送付された者は、規則で定めるところにより、当該記録又はその写しを保存しなければならない。
- 3 前項の規定による保存を行う特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等は、当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地の全部又は一部を譲渡し、又は貸与しようとするときは、当該記録又はその写しを当該譲渡又は貸与に係る相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地を譲り受けた者にあっても、同様とする。
- 4 市長は、前3項の規定に違反している者がいるときは、その者に対し、第1項の規定による調査、記録若しくは送付、第2項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第64条の2 特定有害物質使用等事業所を設置していた者は、当該特定有害物質使用等事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等であって、当該特定有害物質使用等事業所を設置していたもの又は次項の規定により市長から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の

例により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該土地について、法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けた場合

(2) 当該土地について、土壤汚染状況調査（法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査及び土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の法第3条第1項又は第4条第1項の規定による調査を含む。）が行われた場合（当該土壤汚染状況調査が行われた日から当該特定有害物質使用等事業所が廃止された日まで
の間に、当該土地において特定有害物質の使用等が行われた場合を除く。）

(3) 規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合

3 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合その他特定有害物質使用等事業所が廃止されたことを知った場合において、当該特定有害物質使用等事業所を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該特定有害物質使用等事業所が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

4 市長は、第2項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正す

べきことを命ずることができる。

- 5 第 2 項第 3 号の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 前各項の規定は、特定有害物質使用等事業所を設置している者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第 1 項中「設置していた」とあるのは「設置している」と、「を廃止した」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「当該廃止した」とあるのは「当該変更した」と、第 2 項中「廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地」とあるのは「特定有害物質使用等事業所の敷地の一部」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、「次項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する次項」と、同項第 2 号中「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 7 項において読み替えて準用する第 1 項」と、「が廃止された」とあるのは「の敷地

であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、第4項中「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と、第5項中「第2項第3号」とあるのは「第7項において準用する第2項第3号」と、第6項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

8. 特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等が前項において準用する第2項の規定による報告をした場合における第2項の規定の適用については、同項中「であった土地」とあるのは、「であった土地（第7項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。以下この条（第8項を除く。）において同じ。）」とする。

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第65条 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 法第4条第1項の規定による届出に係る行為
- (2) 法第9条第1号及び第2号に掲げる行為
- (3) 法第11条第1項の規定による指定に係る区域内における行為

- (4) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であつた土地以外の土地にあっては、その対象となる土地の面積が規則で定める規模未滿の土地の形質の変更をする行為
- (5) 軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 市長は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壤汚染状況調査の例により調査させて、その結果を報告することを命ずることができる。

(条例要措置区域の指定等)

第 66 条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第 6 条第 4 項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）に含まれるときは、この限りでない。

- (1) 第 64 条の 2 第 2 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第 2 項の規定による調査（以下「条例土壤汚染状況調査」という。）の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合し

ないこと。

- (2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。
- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 4 市長は、汚染の除去等の措置により、第 1 項の規定による指定に係る区域（以下「条例要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該条例要措置区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除について準用する。
- 6 条例要措置区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例要措置区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第 2 項の規定による公示が行われたときは、前項において準用する第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

（汚染の除去等の措置）

- 第 66 条の 2 市長は、前条第 1 項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、条例要措置区域内の

土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該条例要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。

3 第 1 項の規定により市長から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもの（以下「条例指示措置等」という。）を講じなければならない。

4 市長は、前項に規定する者が条例指示措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該条例指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 前 2 項の規定によって講ずべき条例指示措置等に関する技術的基準は、法第 7 条第 3 項に規定する指示措置等の例による。

（条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第 66 条の 3 条例要措置区域内においては、何人も、土地の形質

の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(適用除外)

第66条の4 第65条第1項の規定は、第66条の2第1項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為については、適用しない。

(条例形質変更時要届出区域の指定等)

第67条 市長は、土地が第66条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)に含まれるときは、この限りでない。

2 市長は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域(以下「条例形質変更時要届出区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第 66 条 第 2 項 及び 第 3 項 の 規 定 は 、 第 1 項 の 規 定 に よ る 指 定 及び 前 項 の 規 定 に よ る 解 除 に つ い て 準 用 す る 。

4 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 全 部 又 は 一 部 に つ い て 、 法 第 6 条 第 1 項 若 し く は 第 11 条 第 1 項 又 は 第 66 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 指 定 が さ れ た 場 合 に お い て は 、 当 該 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 全 部 又 は 一 部 に つ い て 第 1 項 の 規 定 に よ る 指 定 が 解 除 さ れ た も の と す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 法 第 6 条 第 2 項 (法 第 11 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に よ る 指 定 の 公 示 又 は 第 66 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 指 定 の 告 示 を し た と き は 、 前 項 に お い て 準 用 す る 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 解 除 の 告 示 を し た も の と み な す 。

(条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 内 に お け る 土 地 の 形 質 の 変 更 の 届 出 及 び 計 画 変 更 命 令)

第 67 条 の 2 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 内 に お い て 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る 者 は 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 に 着 手 す る 日 の 14 日 前 ま で に 、 規 則 で 定 め る と こ ろ に よ り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 の 種 類 、 場 所 、 施 行 方 法 及 び 着 手 予 定 日 そ の 他 規 則 で 定 め る 事 項 を 市 長 に 届 け 出 な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 次 に 掲 げ る 行 為 に つ い て は 、 こ の 限 り で ない 。

(1) 通 常 の 管 理 行 為 、 軽 易 な 行 為 そ の 他 の 行 為 で あ っ て 、 規 則 で 定 め る も の

(2) 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 が 指 定 さ れ た 際 既 に 着 手 し て い た 行 為

(3) 非 常 災 害 の た め に 必 要 な 応 急 措 置 と し て 行 う 行 為

2 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 が 指 定 さ れ た 際 当 該 条 例 形 質 変 更

時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

3 条例形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(適用除外)

第67条の3 第65条第1項の規定は、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

(周辺住民への周知)

第68条 要措置区域若しくは形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)又は条例要措置区域若しくは条例形質変更時要届出区域(以下「条例要措置区域等」という。)内において汚染の除去等の措置を講じようとする者又は土地の形質の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしてい

ない場合で、汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更によつて特定有害物質により汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(土壤汚染による地下水への影響の調査)

第 68 条の 2 土壤汚染状況調査又は条例土壤汚染状況調査（以下「条例土壤汚染状況調査等」という。）の結果、条例土壤汚染状況調査等を行った土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準（規則で定める事項を除く。）に適合していないと認められたときは、当該条例土壤汚染状況調査等をさせた者は、当該土壤の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(台帳)

第 68 条の 3 市長は、条例要措置区域等の台帳、条例土壤汚染状況調査が行われその結果が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地の台帳及び要措置区域等又は条例要措置区域等の指定が解除された土地の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(汚染された土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第 69 条 条例要措置区域等内の土地の土壌（指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「条例汚染土壌」という。）を当該条例要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該条例汚染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該条例汚染土壌の体積
- (3) 当該条例汚染土壌の運搬の方法
- (4) 当該条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- (5) 当該条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- (6) 当該条例汚染土壌の搬出の着手予定日
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け

出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者は、当該条例汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 運搬の方法が次条の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該条例汚染土壌の運搬の方法を変更すること。

(2) 第69条の3第1項の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を法第22条第1項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

（運搬に関する基準）

第69条の2 条例要措置区域等外において条例汚染土壌を運搬する者は、規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該条例汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

（汚染された土壌の処理の委託）

第69条の3 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行う者を

除く。) は、当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合

(3) 条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第 69 条の 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、条例汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該条例汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 第 69 条の 2 の規定に違反して当該条例汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

(2) 前条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)

の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

（管理票）

第 69 条の 5 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者は、その条例汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しと同時に当該条例汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

3 条例汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第 1 項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第 1 項の規定により管理票を交付した者

- (以下この条において「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該条例汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 4 条例汚染土壌の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前2項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。
- 7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。)は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定によ

る管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

- 8 処理受託者は、第 4 項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第 69 条の 6 何人も、条例汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第 3 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 2 何人も、条例汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第 4 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

- 3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した条例汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第 3 項又は第 4 項の規定による送付をしてはならない。

(汚染土壌処理業許可申請前対策指針)

第 69 条の 7 市長は、法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すため、汚染土壌処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとする。

(報告及び検査)

第 69 条の 8 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例土壌汚染状況調査に係る土地若しくは条例要措置区域等

内の土地の所有者等又は条例要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者若しくは条例汚染土壌の運搬を行った者に対し、条例汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該条例汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までに規定する立入検査の権限は、犯罪捜

査のために認められたものと解釈してはならない。

第 2 節の 3 ダイオキシン類による土壤の汚染の防止等
(ダイオキシン類に係る記録の管理等)

第 70 条 ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する
特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事
業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところに
より、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用
状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しな
ければならない。

2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、ダイオ
キシン類管理対象事業所の敷地（ダイオキシン類管理対象事業
所がダイオキシン類管理対象事業所に該当しない事業所となっ
た場合の当該事業所の敷地及びダイオキシン類管理対象事業所
が廃止された場合の当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
であった土地を含む。以下「ダイオキシン類管理対象地」とい
う。）の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り
受けていた土地にダイオキシン類管理対象事業所を設置してい
た場合において当該ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは
一部を返還しようとするときにあつては前項の記録を、当該ダ
イオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとする
ときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対
象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方
に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り
受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

3 市長は、前 2 項の規定に違反している者があるときは、その

者に対し、第1項の規定による調査若しくは記録又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査)

第70条の2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定に違反している者がいるときは、その者に対し、第1項の規定による届出又は前項の規定による調査若しくは報告をするよう勧告することができる。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等)

第70条の3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置とし

- て行う行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の形質の変更（当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、規則で定めるところにより、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告をした者は、ダイオキシン類管理対象地の土壤が規則で定める土壤汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止する措置を講じなければならない。
- 4 前項の規定による措置を講じた者は、その結果を市長に報告しなければならない。
- 5 ダイオキシン類管理対象地（前条第 2 項又は第 2 項の規定による調査により土壤の汚染が確認された土地に限る。）において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、当該土地の形質の変更を行った日から起算して 14 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前各項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第 1 項の規定による届出若しくは第 2 項の規定による調査若しくは報告をし、第 3 項の規定による措置を講じ、又は第 4 項の規定による報告若しくは前項の規定による届出をするよう勧告することができる。

7 前各項（第1項ただし書及び第5項を除く。）の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第1項中「土地の形質の変更」とあるのは「土地の一部の利用の方法の変更」と、「当該土地の形質の変更に着手する」とあるのは「当該変更をする」と、「当該土地の形質の変更に係る」とあるのは「当該変更に係る」と、第2項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、「当該届出に係る土地の形質の変更（当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）」とあるのは「当該届出に係る変更」と、第3項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、「ダイオキシン類管理対象地」とあるのは「当該報告に係る土地」と、「当該土地の形質の変更」とあるのは「当該変更」と、第4項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、第6項中「前各項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項から第4項まで」と、「第1項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項」と、「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と、「第3項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第3項」と、「第4項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第4項」と、「報告若しくは前項の規定による届出」とあるのは「報告」と読み替えるものとす

る。

- 8 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が前項において準用する第 2 項の規定による報告をした場合における第 2 項の規定の適用については、同項中「当該土地」とあるのは、「当該土地（第 7 項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。次項において同じ。）」とする。

（周辺住民への周知）

- 第 70 条の 4 前条第 3 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置を講じようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、土地の形質の変更によってダイオキシン類により汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

（ダイオキシン類による地下水への影響の調査）

- 第 70 条の 5 第 70 条の 2 第 2 項又は第 70 条の 3 第 2 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による調査の結果、当該調査を行った土地の土壤のダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していないと認められたときは、当該調査をさせた者は、当該土壤の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(土壌調査等の記録の管理等)

第70条の6 第70条の2第2項、第70条の3第2項若しくは第4項(同条第7項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第1項の規定による報告をした者は、当該報告に係る記録を保存しておかなければならない。

2 前項に規定する者は、ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていたダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては同項の記録を、ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(台帳)

第70条の7 市長は、第70条の2第2項又は第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告に係る台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土地の所有者等の協力)

第 70 条の 8 第 70 条の 2 第 2 項の規定による調査、第 70 条の 3 第 2 項 (同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)
の規定による調査又は同条第 3 項 (同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)
の規定による措置に係る土地の所有者等は、当該調査又は措置に協力するよう努めるものとする。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第 70 条の 9 ダイオキシン類管理対象地において、土地の形質の変更に伴うダイオキシン類により汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第 70 条の 3 から前条までの規定は、適用しない。

(開始の届出)

第 74 条 (第 1 項省略)

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による届出をしていないときは、その者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(変更の許可)

第 75 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 2 項又は第 3 項の規定に違反している者があると

きは、その者に対し、第 2 項又は第 3 項の規定による届出を
するよう勧告することができる。

(石綿排出作業による大気の汚染の防止)

第 89 条 石綿が使用されている建築物等
建築物を解体し、改造し、又は
補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散
する石綿が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるもの（
大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 8 項に規定す
る特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」とい
う。）に該当するものを除く。以下「石綿排出作業」という。
）を伴う建設工事を施工する者は、当該石綿排出作業による大
気汚染の防止に努めなければならない。

(石綿排出作業の開始の届出)

第 92 条 石綿排出作業（大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
を伴う
第 18 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る同法第 2
条第 12 項に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条
において同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、当
該石綿排出作業を開始する日の 7 日前までに、規則で定めると
ころにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない
。ただし、災害その他の非常の事態の発生により石綿排出作業
を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(第 1 号省略)

- (2) 石綿排出作業の場所
を行う
- (3) 石綿排出作業の実施の期間
石綿の種類

(第 4 号、第 5 号及び第 2 項省略)

(石綿濃度等の測定)

第 93 条 石綿排出作業を伴う建設工事を施工する者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出作業を行う場所における大気中の $\frac{\text{石綿濃度等}}{\text{石綿の濃度}}$ を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

2 前項の規定は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工する者について準用する。この場合において、同項中「当該石綿排出作業」とあるのは「当該特定粉じん排出等作業」と、「石綿」とあるのは「大気汚染防止法第 2 条第 5 項に規定する特定粉じん」と読み替えるものとする。

3 市長は、前 2 項の規定による測定を行った者から、必要に応じて、当該測定結果について報告を求めることができる。
(石綿排出作業の完了の届出)

第 94 条 第 92 条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした者は、当該 $\frac{\text{届出に係る作業}}{\text{石綿排出作業}}$ を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、 $\frac{\text{次に掲げる事項}}{\text{その旨}}$ を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 石綿排出作業の場所

(3) 石綿排出作業の実施の期間

(4) その他規則で定める事項

(小規模揚水施設の設置の届出)

第 124 条 (第 1 項省略)

2 前項の規定による届出に係る小規模揚水施設を譲り受け、若しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併

若しくは分割があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小規模揚水施設を承継した法人は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(定義)

第 128 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(第 1 号省略)

(2) 低公害車 排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他環境への負荷の少ない自動車として市長が定めるものをいう。

(3) 特定低公害車 前号に規定する低公害車のうち市長が定めるものをいう。

(自動車
自動車等 を製造する者の責務)

第 131 条 自動車の製造
自動車等の製造 を業とする者は、低公害車
排出ガスの量又は騒音の発生がより少ない自動車等 の開発に努めなければならない。

(自動車を販売する者への勧告等)

第 134 条 (第 1 項省略)

2 市長は、自動車販売業者に対し、特定低公害車の販売状況について報告を求めることができる。

第 2 節 削除
特定低公害車の導入等

第 135 条から第 137 条まで 削除

(特定低公害車の導入義務)

第 135 条 自動車を事業の用に供する者のうち自動車の使用に伴

う環境への負荷が大きい者として規則で定める者（以下「自動車使用特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより算定した市内の事業所において事業の用に供する自動車の台数に占める特定低公害車の台数の割合を、規則で定める期限までに、規則で定める割合以上としなければならない。

（特定低公害車の導入計画の作成等）

第 136 条 自動車使用特定事業者は、規則で定めるところにより、特定低公害車の導入に係る計画（以下「特定低公害車導入計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 自動車使用特定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度における特定低公害車の導入実績を市長に報告しなければならない。

（特定低公害車の導入に係る指導及び勧告）

第 137 条 市長は、自動車使用特定事業者に対し、特定低公害車導入計画の作成及び実施について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、自動車使用特定事業者が、正当な理由なく第 135 条の規定に違反していると認めるとき、特定低公害車導入計画を作成していないと認めるとき、又は特定低公害車導入計画を誠実に実施していないと認めるときは、当該自動車使用特定事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（建築物の建築に係る環境への負荷の低減）

第 141 条の 2 建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築（建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下同じ。）を

しようとする者は、当該建築物の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 149 条 事業者は、事業所 において生じた の施設、容器等の破損等の 事故又は車両の事故に伴い、大気の汚染、悪臭又は水質の汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、市長は、前項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告をとっていないとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第 149 条の 2 市長は、前条第 1 項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(環境保全に係る優良事業者の認定及び公表)

第 155 条 削除
市長は、この条例並びに環境の保全に関する法令及び
条例を遵守し、自主的な取組により環境への負荷を大きく低減
していることが認められる事業者を環境保全に係る優良事業者
として認定し、その旨を公表するものとする。

(勧告に従わなかった者の公表)

第 156 条 市長は、第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項
第 17 条第 2 項、第 49 条第 2 項
第 50 条第 2 項、第 60 条第 3 項、第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の
第 65 条の 8 第 2 項
3 第 3 項、第 64 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 68 条の 2 第 2 項、
第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項 (同条第
7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 70 条の 4
第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、第 74 条第 2 項
第 75 条第 5 項、第 85 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 98 条第 2 項
第 104 条第 2 項、第 110 条第 2 項、第 116 条第 2 項、第 123
条第 2 項、第 134 条
第 134 条第 1 項、第 137 条第 2 項、第 140 条、第 14
1 条の 13 又は第 145 条第 2 項の規定による勧告を受けた者が、
正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表
することができる。

(第 2 項省略)

第 159 条の 2 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又
は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 64 条の 2 第 4 項 (同条第 7 項において読み替えて準用す
る場合を含む。)、第 65 条第 2 項、第 66 条の 2 第 4 項、第 67
条の 2 第 4 項、第 69 条第 4 項又は第 69 条の 4 の規定による命
令に違反した者

(2) 第 66 条の 3 の規定に違反した者

第 160 条 第 52 条第 2 項、第 53 条第 2 項、第 54 条第 3 項、第 59 条第 3 項又は 第 61 条の 4 第 1 項
第 64 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 161 条 次のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する第 3 条第 2 項第 4 号及び第 6 号から 第 15 号
第 14 号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者

(2) 第 9 条第 2 項、第 37 条において準用する第 36 条第 1 項、第 48 条第 2 項又は 第 149 条の 2 第 1 項
第 149 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 161 条の 2 次のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 64 条の 2 第 5 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 65 条第 1 項、第 67 条の 2 第 1 項又は第 69 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 69 条の 2 の規定に違反して、条例汚染土壌を運搬した者

(3) 第 69 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、条例汚染土壌の処理を他人に委託した者

(4) 第 69 条の 5 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管

理票を交付した者

(5) 第 69 条の 5 第 3 項前段又は第 4 項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

(6) 第 69 条の 5 第 3 項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(7) 第 69 条の 5 第 5 項、第 7 項又は第 8 項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

(8) 第 69 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

(9) 第 69 条の 6 第 3 項の規定に違反して、送付をした者

第 161 条の 3 第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、忌避した者は、300,000 円以下の罰金に処する。

第 162 条 次のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 9 条第 1 項、第 49 条第 1 項又は第 55 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
(第 2 号から第 5 号まで省略)

第 163 条 次のいずれかに該当する者は、100,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条、第 8 条第 2 項若しくは第 3 項、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 12 条、第 49 条第 3 項、第 55 条第 3 項若しくは第 4 項

、第 56 条第 2 項、第 76 条、第 77 条第 3 項又は第 78 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(第 2 号及び第 3 号省略)

(4) 第 149 条の 2 第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の第 149 条第 3 項報告をした者

第 165 条 第 67 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 69 条第 3 項又は第 69 条の 5 第 6 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000 円以下の過料に処する。

別表 (第 2 条及び第 6 条
第 3 条)

(1 の項から 50 の項まで省略)

51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業

51 の 2 汚染土壌の処理の作業

(52 の項から 69 の項まで省略)